

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-283-6365
発行責任者 山本繁明
2012年2月14日 No. 4

JR浦和電車区事件最高裁上告棄却弾劾！！

あたりまえの労働組合活動を職場 から堂々と展開しよう！

えん罪浦和電車区事件で、2月6日最高裁判所第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は、7名の仲間に対して上告の棄却を決定しました。第一審、第二審の不当判決に続き、真実に向き合うことなく下した最高裁とその決定を、私たちは断じて許すことはできません。

労働組合として団結と一体感をつくるための当然の討論・集会を「共謀」と決めつけ、誠意をもった対話・行動を「強要罪」とでっち上げた検察ストーリーをそのまま受けた不当判決を、まったくその真実を見抜くことなく無実の仲間たちを犯罪者と断定した最高裁の判断は、労働者の団結権を保証した憲法大28条の精神を踏みにじる違法な権力行使にほかなりません。2002年11月1日の突然の逮捕、344日間にもわたる長期勾留、東京地裁の有罪判決、JR東日本会社による懲戒解雇処分、東京高裁の控訴棄却。それでも7名の仲間たち・美世志会は、権力に屈することなく闘ってきました。JR東労組をはじめJR総連の仲間たちが、また全国の有志・支援者が7名の早期職場復帰と完全無罪をかちとるため、奮闘してきました。いかなる判決・決定が下されようとも、7名は無実です。9年3ヶ月間の闘いの歴史がその証であり、この事件がJR東労組破壊と平和を希求する闘いの破壊を狙った大弾圧・権力犯罪であることは明らかなのです！

いかなるえん罪にも戦争にも反対し、弾圧に屈することなく、社会の主役である労働者として、組合活動をさらに展開拡大していこう！共に闘おう！！